



広報

# よなばる

2014 No.455

# 7/15

## 交通安全も うちなーフィーリング

車の人  
分かってくれると  
いいね

これって  
どんな意味か  
知ってる？

ソフトに注意しながらす町道標示  
板良敷にお目見え：16ページ

## 大 与西漁協まさかの失格 盛況の当添ハーリー

100年以上の歴史を持つウミンチュの伝統行事・当添ハーリー(主催・当添区)が6月22日に行われました。

雨雲の合間から時折強い日差しが梅雨明けを感じさせる天候の中、子どもたちによる道ジユネで幕開け。模範バーリーの後、小学生・PTA・女性・職域対抗など各3隻18レースが行われました。

今年は地元「与那原・西原町漁業協同組合」が折り返しの旗を回らず失格を宣言される中、対抗する「佐敷・中城漁業協同組合」が好タイムで優勝。アトラクションの腕相撲でも、決勝戦まで勝ち上がったのは両漁協を代表する腕自慢でしたが、こちらも佐敷・中城が優勝。周囲から拍手と笑いが巻き起こりました。

会場では地元当添区役員と青年らによって舟の管理や交通整理などが行われ、女性によるじゅうしい作りなど区民総出のハーリーには、大勢の参加者や観客でにぎわいました。

アトラクションの腕相撲で盛り上がる会場



### 試合結果(タイムレース)

- 1位 佐敷・中城漁業協同組合(3分48秒18)
- 2位 寄川鮮魚店
- 3位 東部消防B

善戦する佐中漁協(手前)に追いつかず、青旗の手前でターンしてしまう与西漁協(奥)



新名称が決まったBブロック

パークゴルフ場

マリーナ

## マ 住宅用地Bブロックの名称 リントウンベイサイドビスタに

県土地開発公社与那原支社は、平成26年度に分譲開始予定の住宅用地Bブロック(マリーナ南側)の名称募集を行い、その結果71点の応募がありました。

応募作品を名称選定委員会が審議した結果、名称を「マリンタウンベイサイドビスタ」に決定しました。

決定理由は「美しい自然に恵まれ、マリーナ、パークゴルフ場、公園、水路等が整った分譲地を、健康を育む、暮らしやすい生活の地にふさわしく、親しみやすく、末永く愛されるように命名」したとのこと。「ベイ」は英語で海や港を指し、「ビスタ」はスペイン語で景色・眺望を意味しているそうです。

## 南 町青年会では当添漁港を 南部6市町青年が各地で一斉清掃

南部6市町の青年団・青年会で構成される南部地区青年団連絡協議会(宮里兼也会長)は6月15日、各地で一斉清掃活動を行い、与那原町青年会(謝敷司会長)では当添漁港を清掃しました。

漁港内では20人の青年会員が当日朝から、来訪者や釣り人などが残して行ったと思われるさまざまなごみを拾って分別し、軽トラック1台分を処理。参加者は「結構なゴミの量に驚いた」「見ていたおじさんが話しかけてきて、笑いながら一緒に掃除を手伝ってくれた」「暑くて大変でしたが、終わった後きれいになった漁港をみると爽快感でいっぱいになった」などの感想を残しました。

南部地区青年団協議会は今後、レクリエーション活動などを行って地元の若者たちが青年会活動に興味を持つよう諸活動を続けていく考えです。





# よなばるちょう 与那原町

位置 N26°11'44" E127°45'25"  
面積 5.10km<sup>2</sup>  
年平均気温 22.3℃  
年間降水量 1688mm

町花木 デイゴ  
町木 リュウキュウコクタン  
町花 ハイビスカス

## 町民憲章

- 一、みんなでつくろう  
みどり豊かな美しいまちを
- 一、みんなでそだてよう  
奉仕するところと福祉のまちを
- 一、みんなでめざそう  
平和で明るい健康なまちを
- 一、みんなできずこう  
かおり高い文化のまちを
- 一、みんなでのばそう  
活気あふれる産業のまちを

## 今月号の内容

- むし歯ゼロの子集まる 156人が対象…5
- わたしの街の戦世 企画展に2,325人…6
- 夏休みパソコン講座 町内各校で実施…7
- 子ども会育成／婦人がん健診クーポン…8
- 70～74歳 国保の負担割合と支払限度…9
- 後期高齢者医療 保険証が変わります…10
- 肥満の町よなばる あなたは大丈夫？…12
- 国民年金保険料／介護保険料／給付金…14
- 登下校に一声 交通安全ボランティア…16
- いこうよ図書館／町女性会活動報告…17
- 猫は屋内で買うのが基本 避妊去勢を…18
- 税の収納状況・自動車の差押が始まる…19
- おしらせ・イベント・事業・窓口案内…20

## 町の人口(6月30日現在・カッコ内は前月末比)

男	8,987 (+12)
女	9,521 (-11)
計	18,508 (+1)
世帯数	7,247 (+5)

## 公共下水道普及状況(5月末現在)

使用可能人口	12,901人(+4人)
使用人口	9,332人(+10人)
使用人口率	72.3%(+0.1%)
使用可能世帯数	4,981件(+3件)
使用世帯数(栓数)	3,323件(+4件)
使用世帯率数	66.7%(±0%)



大雨の中、大網曳西旗頭のクレーブ採り。6月24日名護市底仁屋付近



## 与那原町赤十字奉仕団 町内事業所を訪問

与那原町赤十字奉仕団による日本赤十字社社資募集の出発式が5月21日、与那原町社会福祉センターで行われました。

災害救助や献血運動をはじめとする赤十字社の活動は、独立性と中立性の確保のため、個人及び法人から寄せられる社資と寄付金のみで運営されています。そのため、毎年5月には全国的に個人・法人へと広く社資の募集をお願いしています。

出発式には与那原赤十字奉仕団員30人あまりが集まり、赤十字社沖縄県支部事務局長と副町長から激励を受けた後、町内の企業や商店などを訪問して回り、赤十字社の活動に対する広報と社資の募集を行いました。

皆さまから寄せられた社資は赤十字社沖縄県支部へ送られ、赤十字社のさまざまな人道支援の活動資金として活用されます。

感謝状を受けた渡名喜さん(手前右から2番目)=6月19日町長室



## 沖縄行政評価事務所から感謝状 町社協の渡名喜さん

行政相談委員として行政への苦情を受け付け、町民の声を行政に届けてきた町社会福祉協議会主任の渡名喜元さんがこのほど、沖縄行政評価事務所から感謝状を贈呈されました。

渡名喜さんは平成23年から行政相談委員を務め、現在2期目。定期的に行ってきた行政相談所では意見や苦情を聴き、関係する省庁へ報告するなどの業務を行ってきました。

## 慰霊の日 町民53人が8.5キロを巡礼

沖縄戦の戦没者や戦争体験者の道のりを少しでも体験し反戦平和を祈って歩く「第53回平和祈願慰霊大行進」が6月23日の慰霊の日に行われ、町遺族会ほか町民、町議会議員、町職員など 53人が糸満市役所から摩文仁の平和祈念公園までの8.5キロを歩き、平和祈念公園の追悼式に参加しました。今年初めて参加した若者は「今回平和行進に初めて参加しましたが、平和について考えるいい機会になりました。今後は、このような活動に積極的に参加していきたい」と話していました。



## 町 東浜に101本のハイビスカス 商工会女性部が植樹

町商工会女性部(仲村徳子部長)は、女性部設立25周年を記念して6月10日、東浜野球場周辺の町道沿いにハイビスカスの苗木101本を植樹しました。

町道沿いには平成17年秋、まだ空地の目立った同地に女性部の手で植えられたハイビスカスが高さ1メートルほどに育っています。その後の10年で街並みが安定したため、数メートル間隔で植えられていたハイビスカスの空間を使い、50～60センチごとに植樹。約20人の女性部員に青年部員も加わり、造園業者の指導のもと、色とりどりの苗木が植樹されていきました。

## 与 園児保護者ら共同作業で 原保育所が旗頭新調

与原保育園(眞榮田美智子園長)がこのほど旗頭を製作しました。同園の法人化30周年を記念したもので、旗頭作りは2度目。

製作に加わったのは園児の保護者のべ 70人。大綱曳の道具製作に長年携わってきた榮貞幸さんらの指導を受け、5月から東西旗頭の製作を開始し、6月14日に完成しました。

同園では毎年秋の運動会に金鼓隊やメーモイーをはじめ、藁で作った綱を引くなど園児たちが本格的な大綱曳行事を行うことで知られています。



しまくとぅばで会場を楽しませた八木さん  
(金城英さん撮影)

## 八 しまくとぅばで魅了 木政男さん文化講演

沖縄芝居の第一人者として、また長年務めるラジオ番組のパーソナリティーとして知られる八木政男さんの文化講演「しまくとぅば ありんくりん 昔の与那原 今に伝えよう」が6月22日、町社会福祉センターで行われ、250人以上が来場しました。

町文化協会古典芸能部が、しまくとぅばの伝承と活用を進めるため開催したもので、八木さんが戦前小学校の数年間を与那原で過ごした縁から講演会が実現しました。

講演はすべてしまくとぅばで行われ、八木さんの生い立ちから長年の役者生活、最近感じることなどをユーモアたっぷりに紹介し、来場者を楽しませました。



# わたしの街の戦世

## ～ 与那原の戦争と復興 ～

与那原町では、与那原町民平和の日(5/21)から慰霊の日(6/23)までを平和月間として沖縄戦などに関するさまざまな催しを行っております。

今年は6月13日から23日までの11日間、町コミュニティセンターで企画展を開催し、戦時体制の教育から戦争体験、復興までの与那原のようすを写真資料と運玉森の出土遺品、当時の生活用品、体験者の証言などをもとに展示しました。会場には、期間中町内外から2,325人の方々が来観しました。

### 展示風景



戦後最初に建てられた規格住宅を再現



規格住宅の中での解説



一斗缶両方で水8  
キ口水汲みを体験



平和の絵本  
読み聞かせ



写真や説明文を観覧する小学生



町ジュニアリーダーが再現したガマ(壕)の中での体験



短編アニメ

### 与那原駅・軽便 関係資料展示

沖縄戦で破壊され、このたび復元された与那原驛舎のこれまでの移り変わりに関連資料を展示



### 故野津唯市氏 作品ギャラリー

画家の野津唯市氏が幼少のころ過ごした戦前の与那原の風景を描いた原画5点を展示



### 来観者の感想 (アンケートより)

せんそうで生き残ってくれたおじいちゃんおばあちゃんに感謝したいと思った。(小3)

戦時下のようす、戦後の資料に触れられたことがよかった。(20代学生)

戦中、戦後の状況、民衆の苦しみたくましさを改めて認識した。(60代男性)

戦争と教育など、テーマをしばっても良いのでは。(40代女性)

今回の皆さまのご感想ご意見を今後の参考にし、戦争の悲惨さと復興の苦難を企画展を通して後世へ継承し、平和であることの大切さを考える機会にできるよう努めます。

お礼  
(敬称略)

読み聞かせ・ガマ体験＝文化協会児童文化研究会 戦争体験の証言＝辺土名貞子 安次富寛誠 外間喜清  
資料提供＝屋我嗣朝 永山盛幸 大木哲 吉田静子 ほか関係機関の皆さまのご協力に深く感謝申し上げます。

お問い合わせ 生涯学習振興課 町史編纂室 ☎871-9981

# 夏休み パソコン 講座

いよいよ楽しい夏休み! 夏休み期間中に小・中学校でパソコン講座を開講します  
(事前に申し込みが必要で)。日時・場所・内容は下記をご覧ください。

▶定員/各講座15人に達し次第締め切ります。

▶募集期間/7月15日～

\*各講座開始15分前に会場校のパソコンルームにお集まりください。



## 夏休みパソコン講座一覧

日程	会場/時間	講座名	内容	対象
7/22(火)	与那原 中学校 13:00 } 15:00	Word	ビジネス文書作成・図・トリミングなど	地域一般向け (中学生) (一般・教員)
23(水)		Excel	関数基本 (SUM・IF・COUNT) など	
24(木)		PowerPoint	プレゼン基本・図操作・アニメーション効果	
29(火)	与那原 東小学校 9:00 } 11:00	プログラミング	子ども向けプログラミング言語「Scratch (スクラッチ)」	小3～中3 (一部例外有) ※プログラミング 対象小5～中3 (全2回) * メール操作 講座は 保護者同伴
30(水)		ジャストスマイル	暑中見舞い・残暑見舞いはがき作成	
31(木)		写真・イラスト操作	パラパラ動画を作ってみよう	
8/1(金)		メール操作	メールアカウントを作ってメール送受信を楽しもう	
4(月)		プログラミング	子ども向けプログラミング言語「Scratch (スクラッチ)」	
5(火)		プログラミング	子ども向けプログラミング言語「Scratch (スクラッチ)」	
6(水)		ジャストスマイル	暑中見舞い・残暑見舞いはがき作成	
7(木)		写真・イラスト操作	パラパラ動画を作ってみよう	
11(月)		メール操作	メールアカウントを作ってメール送受信を楽しもう	
12(火)		プログラミング	子ども向けプログラミング言語「Scratch (スクラッチ)」	
13(水)	与那原 中学校 9:00 } 11:00	Word	ビジネス文書作成・図・トリミングなど	地域一般向け (中学生) (一般・教員)
14(木)		Excel	関数基本 (SUM・IF・COUNT) など	
15(金)		PowerPoint	プレゼン基本・図操作・アニメーション効果	

お問い合わせ・申し込み先 教育委員会学校教育課⑨ ☎945-2361

# 夏休みは海風児童館で遊ぼう

児童館は月曜日～土曜日、10:00から18:00まで開館しています。だれでも自由に遊ぶことができます。

### 夏休み親子教室

木工工作“ロボキー”を作ろう!

7月19日(土)14:00～16:00

- ▶講師/福地 正人氏
- ▶定員/親子20組(3年以上は児童のみ参加可)
- ▶材料費/600円(要受付7月7～定員に達し次第締切)



ロボキー

### 習字のお勉強をしよう

8月4日(月)・11日(月) 10:00～12:00

- ▶講師/諸見里史子氏
- ▶対象/小学4年以上
- ▶参加費/無料(要受付7月22～)
- ▶持ってくるもの/習字セット・習字紙

### みんなで絵を描こう

与那原まつりの絵をみんなで仕上げよう!

7月28日(月)・29日(火)10:00～17:00

- ▶参加費/無料
- ▶持ってくるもの/画用紙・絵の具セット・筆記用具・ぞうきん

### おおそうじ&流しソーメン

8月23日(土) 10:00～13:00

- ▶参加費/無料(要予約8/11～定員なし)
- ▶持ってくるもの/ぞうきん・おちゃわん・おはし

\*夏休み期間中は毎日もぐもぐタイムです。12時～13時の間、お弁当を持ってきてみんなで食べよう!

\*7月26日(土)は与那原まつりのため休館です

\*都合により日程が変更になることもあります

### 児童企画 児童館でおとまり会

8月2日(土)～3(日)

- ▶対象/小学4年～6年
- ▶定員/15名
- ▶参加費/500円(要受付7月14～定員に達し次第締切)

お問い合わせ 与那原町立海風児童館 ☎882-8508

## 受賞者

### 町子ども会育成連絡協議会

#### ★感謝状

兼次 洋子

(平成21～24年町子ども会育成連絡協議会副会長)  
(平成21～25年マリンタウン東浜子ども会会長)

島仲 直志

(平成20～24年港わくわく子ども会会長)

#### ★ジュニアリーダークラブ功労賞

(継続活動5年以上)

新里笑美里(高3) 内間 舞(高3)

仲村 奈々(高3)

#### ★奨励賞(継続活動2年以上)

内間 大夢(高3) 椎野美輝也(高3)

船谷 依紀(高3) 内間 龍一(高3)

親川 憂樹(高3) 喜舎場秀章(高3)

棚原 伸(高3) 新里 拓樹(高3)

### 沖縄県子ども会育成連絡協議会

#### ★個人賞(活動継続5年以上)

新里笑美里(高3) 内間 舞(高3)

仲村 奈々(高3)

(順不同)

## 与那原町

# 子ども会育成連絡協議会だより



**新年度の事業を確認**  
平成26年度与那原町子ども会総会(糸州朝光会長)が5月30日(金)に行われました。

青少年を取り巻く社会環境が厳しくなる中、子ども会の果たす役割はとても重要で子ども会ならではの目線で育成力を発揮していこうと育成会重点目標として『促す』『見守る』『任せる』を掲げ、新年度の事業を確認しました。

また子ども会活動でその業績が顕著でボランティア活動に精励し模範として認められた育成者・ジュニアリーダーにそれぞれ賞状が贈られました。

## 県から団体・個人功労の表彰を受ける

沖縄県子ども会育成連絡協議会の総会が6月22日に行われ、「与那原町ジュニアリーダークラブ」はジュニアリーダー組織としてこれまでの顕著な活動を評価され団体表彰を受けました。またJLC個人賞も重ねて表彰されました。

お問い合わせ 生涯学習振興課 ☎835-8220

## 婦人がん検診には無料クーポン券を

与那原町にお住まいの対象年齢の女性の方に、婦人がん検診が無料で受けられるクーポン券をお送りしています。

### 対象 (※年齢は平成26年4月1日現在)

子宮頸がん検診	20歳 (平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ)
乳がん検診	40歳 (昭和48年4月2日～昭和49年4月1日生まれ)

### 受診方法 ① 県内の指定医療機関で受診

→クーポン券の裏面に載っている医療機関へ電話で直接お申込みください。

### ② 町の集団検診で受診

→健康保険課(☎945-6633)へ電話でお申込みください。

日程	受付時間	会場
10月30日(木)	午後1時30分～3時	町社会福祉センター
11月30日(日)	午前9時～10時	

※受診の際には、クーポン券をご持参ください。  
有効期間 平成26年6月1日～平成27年2月28日



この機会に、あなたのため、家族のために、がん検診を受診しましょう!

お問い合わせ 健康保険課③ ☎945-6633

# 国保加入者 70歳～74歳のみなさまへ

○お医者さんにかかるときの  
自己負担の割合は…

昭和19年4月1日 以前に生まれた方	<b>1割</b>	一定の所得が ある方
昭和19年4月2日 以降に生まれた方	<b>2割</b>	

○「一定の所得があるかないか」は  
毎年8月1日に見直しています

平成26年(ことし)	平成27年(来年)
7月 8月 → 12月	1月 → 7月
8月1日	

平成24年分の所得をもとに自己負担割合を判定  
見直し  
平成25年分の所得をもとに自己負担割合を判定

## 保険証(カード)が郵送されます

- 所得判定によって自己負担割合が変更になる方には、新しい被保険者証を7月中に郵送いたします(変更前の証は返却してください)。
- 自己負担割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証をそのままお使いいただけます。
- 「国民健康保険高齢受給者証」は、保険証が個人カード化され、保険証と兼用になっています。

## 「一定の所得がある方」の判定基準

同じ世帯に住民税課税所得(調整控除が適用される場合は控除後の金額)が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる場合は一定の所得があると判定します。

「一定の所得がある方」で、下記の①②③いずれかの要件に該当する場合には、申請により1割負担(昭和19年4月2日以降生まれの方は2割負担)となります(該当する方には、「標準収入額適用申請書」を送ります)。

- ①世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者がおひとりの場合、その方の年収が383万円未満
- ②同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保被保険者がおひとりの場合で、国保から後期高齢者医療制度に移行した人を含めた収入合計が520万円未満
- ③同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保被保険者が複数いる場合、その全員の収入合計が520万円未満

お問い合わせ 健康保険課② 資格係 ☎945-2204

お持ちですか?

## 負担額減額適用・標準認定証

### 認定証とは?

病院などを受診した時に支払う医療費や食事代を一定の金額にとどめる、または安くするための認定証です。適用年月日は、申請した月の初日からとなります。

※ただし、国民健康保険税に未納がある場合は交付できません。

### 申請に必要なもの

被保険者証、印鑑(認印可)、すでにお持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証など

## 医療機関を受けるときの自己負担限度額(月額)

① 70歳未満の方の自己負担限度額			② 70歳以上の方の自己負担限度額			
所得区分	適用区分	受診時の一部負担金自己負担限度額	所得区分	外来の限度額(個人単位)	外来+入院(世帯単位)の負担限度額	
		3回目まで				4回目以降
上位所得者	A	150,000円 医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	83,400円	現役並み所得者	44,400円	80,100円 総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	B	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算				
一般	B	44,400円	一般	12,000円	44,400円	
住民税非課税世帯	C	35,400円	24,600円	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
				低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯に当たります。

## 70歳以上の方で交付に該当する方

区分(低所得Ⅱ) 世帯主および国保加入者全員が住民税非課税の世帯の方

区分(低所得Ⅰ) 世帯主および国保加入者全員が住民税非課税で、所得も0となる世帯の方

※現役並み所得者と一般に該当する方は、限度額認定証は不要です。

**食事代の減額** 70歳未満の住民税非課税世帯に属する方や70歳以上の低所得Ⅰ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けると入院中の食事代が安くなります。

適用区分	一食あたりの金額
一般(下記以外の方)	260円
住民税非課税世帯	90日までの入院 210円
低所得者Ⅱ	過去12カ月で90日以上入院 160円
低所得者Ⅰ	100円

## 長期の入院には…

70歳未満の住民税非課税世帯に属する方と70歳以上の低所得Ⅱに該当する方は、入院日数が過去1年間の合計で90日を超えた場合は、再度申請することで申請月の翌月の1日から食事代がさらに安くなります。例: 8月23日に申請→9月1日から適用

### 申請に必要なもの

被保険者証、印鑑(認印可)、すでにお持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証、入院が90日以上を証明する書類(領収書、入院証明書など)

すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ 現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月末日です。有効期限が過ぎると使用できませんので、更新手続きが必要です。

申請・問い合わせ先 健康保険課② 給付係 ☎945-2204

# 後期高齢者医療制度被保険者の皆様へ

8月からは新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

期限が過ぎた被保険者証は、健康保険課窓口へ返却していただくか、個人情報を読み取られないよう、ご自分で処分をお願いします。

後期高齢者医療制度では、医療機関等で受診する際、所得に応じて医療費の「1割」または「3割」の自己負担をお願いします。

## 住民税非課税世帯の皆様へ



限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の申請を

減額認定証とは、入院・外来療養、調剤薬局での支払いを自己負担限度額でとどめ、入院時の食事代を減額することができる証のことです。平成26年度の減額認定証の有効期限は平成26年8月1日～平成27年7月31日です。必要な方は、被保険者証と印鑑をご持参のうえ、健康保険課窓口で申請を行ってください。

※申請月の初日から適用されます。  
(8月10日に申請した場合→8月1日から適用)

※代理人が申請を行う場合は、委任状と代理人の身分証明書(運転免許証など)が必要です。

8月

から

被保険者証が切り替わります

現在お使いの被保険者証は、8月から使用できなくなります

新しい被保険者証は7月中旬ごろに郵送します



## 過去に減額認定証を取得したことのある方は…

負担区分Ⅰまたは負担区分Ⅱ(入院履歴なし)の方の減額認定証は、被保険者証と一緒に郵送しますので、ご確認ください。

なお、過去に減額認定証を取得したにもかかわらず、同封されていなかった方(入院歴があることが考えられる)に関しては7月下旬頃に「歓奨通知書」が郵送されます。通知書が届きましたら、お早めに健康保険課の窓口で手続きをしてください。

## 長期入院の方は…

平成25年8月1日～平成26年7月31日の間に限度額認定証を取得してから90日を超える入院をしている場合、申請すれば食事代が減額されます。直近3カ月分の入院日数が確認できる領収書などをご持参ください。

※減額は、申請月の翌月から適用されます。例：8月20日申請→9月1日から適用

※負担区分Ⅰの方は、入院時の食事代が一律で決まっていますので、申請の必要はありません。

※世帯に平成25年中の所得未申告者がいると所得区分の判定をすることができないため、減額認定証の交付ができません。所得申告をお願いします。

※詳しくは、健康保険課窓口へお問い合わせください。

## 基準収入額適用申請書

負担割合3割の被保険者証が交付された方でも、条件を満たせば、負担割合1割の被保険者証に変更できる場合があります。その際は「基準収入額適用申請書」の提出が必要です。対象者の方には6月中旬ごろ「基準収入額適用のお知らせ」を郵送しています。お知らせが届きましたら、お早めに健康保険課の窓口で手続きしてください。

# 平成26・27年度の後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度では、年々増加する医療費の動向を踏まえて、2年ごとに保険料の見直しが行われています。「沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」で平成26・27年度保険料率は据え置きとなりましたが、保険料の軽減対象・保険料上限額が下記のように変更されています。

平成26・27年度保険料率	
所得割率	均等割額
8.80%	48,440円

※平成20年度(制度開始)から変更なし。

保険料賦課限度額		
変更前	変更後(平成26・27年度)	比較
55万円	57万円	+2万円

※賦課限度額とは、上位所得者の中でもより高所得の方に納めていただく「年間保険料の上限金額」です。

## 保険料の計算方法

保険料は被保険者の皆様が均等に負担する「均等割額」と、被保険者本人の前年の所得に応じて決まる「所得割額」を合計した額です。

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額 } 48,440\text{円} + \left( \frac{\text{所得割額}}{\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額 } 33\text{万円}} \right) \times \text{所得割率 } 8.8\%$$

※総所得金額等とは？

- ・年金所得（年金収入－公的年金控除額）
- ・給与所得（給与収入－給与所得控除額）
- ・農業所得・営業所得・不動産所得・その他の所得…の合計です。

## 保険料の軽減

### 均等割額の軽減

被保険者の属する世帯（世帯主及び被保険者）の総所得金額が、次の基準にあてはまる世帯は、均等割額48,440円が、それぞれの割合に応じて軽減されることになります。

※65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円控除した所得で軽減判定を行います。

軽減割合	平成25年度まで	平成26年度より
9割軽減	33万円以下で「被保険者全員が年金収入80万円以下」(その他各種所得がない場合)	左記に同じ
8.5割軽減	33万円以下	左記に同じ
5割軽減	33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数)以下	33万円+(24万5千円×世帯に属する被保険者数)以下
2割軽減	33万円+(35万円×被保険者数)以下	33万円+(45万円×被保険者数)以下

### 所得割額の軽減

保険料の算定に用いる基礎控除額（33万円）後の所得金額が58万円以下の方（年金収入のみの場合、153万円～211万円の方）は5割軽減されます。

### 被扶養者軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった方は当分の間、特別措置として年間保険料が均等割額は9割軽減され、所得割額はかかりません。

お問い合わせ 健康保険課② 後期高齢者医療担当 ☎945-2204

## 第12回 特定健診を受けていますか？

特定健診は車の車検のようなものです。車検は定期的に行って、悪いところをメンテナンスしますね。私たち人間も同じです。定期的に特定健診を受けて、問題のあるところを改善する。そうすることで、大きな病気や健康障害による大きな出費を防ぐことができます。

### 与那原町国保特定健康診査



国の目標  
60.0%

### 与那原町特定健診受診率・受診者数

年度	特定健診受診率	受診者数
H20	19.7%	587
H21	23.1%	703
H22	29.4%	876
H23	37.2%	1,141
H24	41.2%	1,262
H25		(暫定値) 1,211

与那原町の受診率は、平成20年度19.7%の43位(県内最下位)から平成24年度は24位までになりました。受診率の伸びは県内で1番です。しかし、まだ国の目標値60%には至っていません。

受診者を年齢で見ると40~50代の受診率はまだ低く、30%に届いていません。性別では男性が低い状況です。



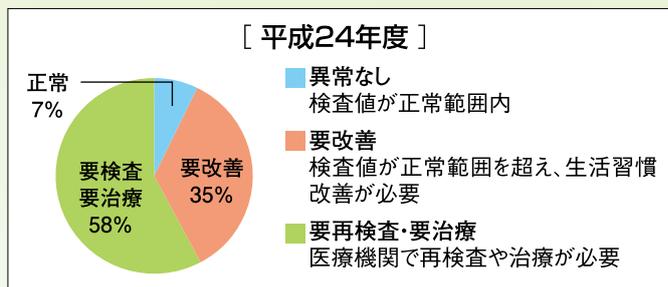
全く異常のない方は受診者の7%に過ぎません。つまり、約90%の方は検査値が正常値から外れ、生活改善や医療機関受診が必要な方です。健診を受診していない人の中にも同じような方がたくさんいると考えられます。自覚症状のない生活習慣病は、健診を受けて初めて状況がわかるのです。

健診の結果、病院へ行く必要ありと判定された人のうち、健診を初めて受診した人は、どの検査データも今まで受けたことのある人と比べて悪い状態です。

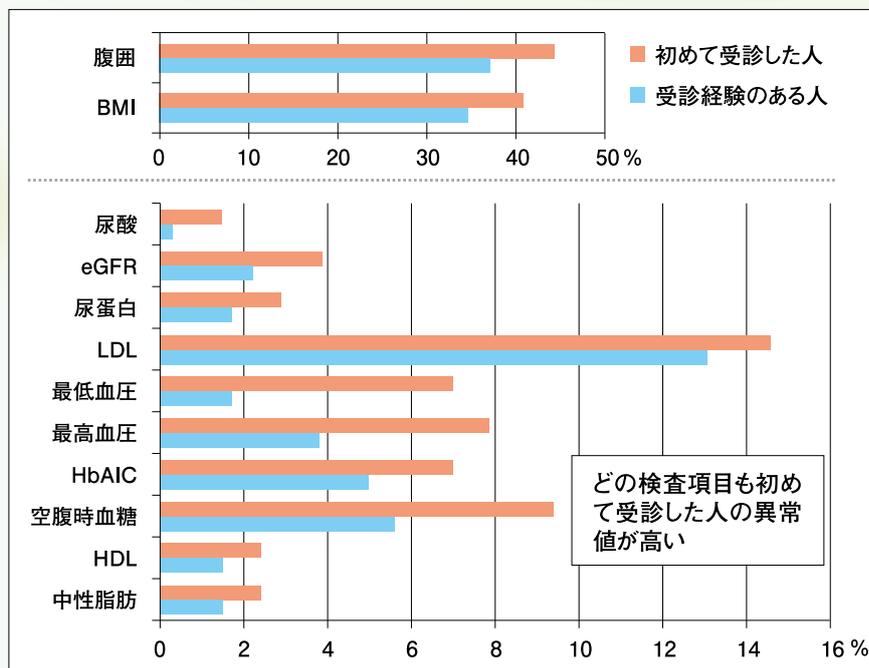
定期的に健診を受けて、自分の健康状態を考える機会が必要です。



### 特定健診結果(与那原町国保40歳~74歳)



### 特定健康診査受診者の受診回数別結果



# 他人事でない“肥満の町ヨナバル”

内臓脂肪症候群が増えてます!

順位	H20年度～H24年度 伸び率	
1	渡嘉敷村	12.0
2	渡名喜村	11.0
3	伊平屋村	9.2
4	北大東村	9.1
5	伊是名村	6.6
6	栗国村	6.3
7	久米島町	5.8
8	大宜味村	4.9
9	与那原町	3.9
10	西原町	3.0
24	沖縄県	- 0.1
34	全国	- 1.2
43	座間味村	- 9.7

内臓脂肪症候群の割合は、全国、県ともに伸び率が落ちているのに比べ、与那原町は、3.9 県下で9位の伸び率です。

受診率が伸びて内臓脂肪症候群が多く見つかった結果ともいえますが、この症候群は、虚血性心疾患、脳血管疾患の発症リスクが正常な人の30倍高くなると言われているため、悪化させないように何かをしなければならぬ人が多いのです。

**内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクを減らすことができます。**

生活を見直し、長寿を阻害する内臓脂肪症候群の改善を図っていく必要があります。

### 平成24年度内臓脂肪症候群の割合

沖縄県 ▶ 36.7% (全国1位)

与那原町 ▶ 33.4%

全国平均 ▶ 27.2%



これはもうお酒の飲み方に関係ありそうな数値ですよ!



## 平成24年度特定健診における 内臓脂肪症候群該当者(194人)を調べると…

### 検査データで異常の多い項目

① γ-GTP	51以上(アルコールによる肝臓異常に関係)	33.5%
② 尿酸値	7.1以上	27.8%
③ HbA1c	6.5以上(糖尿病が否定できない値)	11.8%

「内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防することができ、また発症してしまった後でも、血糖、血圧などをコントロールすれば、心筋梗塞などの心血管疾患、脳梗塞などの脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進展や重症化を予防することは可能」…与那原町ではこうした考えから特定健診・保健指導を行っています。

**健診を受けて、その結果をもとに自分自身の健康について一緒に考えましょう 保健師・栄養士もお手伝いします。**



お問い合わせ 健康保険課② ☎945-2204

平成26年度

# 国民年金保険料の免除期間開始 7月から

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが難しい場合には、ご本人の申請によって保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

また、平成25年度(平成25年7月～平成26年6月)1年間の保険料の免除を申請できる期間は本来平成26年

6月までですが、平成26年4月からは法律が改正され、2年間さかのぼって手続きができるようになったため、「免除をしたい」「免除できるか確認したい」方は、窓口でお問い合わせください。

※平成26年度(平成26年7月～平成27年6月)の免除等の受付は平成26年7月1日から始まります。



## 1 保険料を一部納付したのと同じ!

「全額免除」に該当した場合、将来年金を受け取る際に、免除した期間の年金額は1/2として計算されます。(手続きをせず未納で残してしまうと、ただ払っていないだけの期間となり、その分は一切反映されません。)

## 2 万が一の際にも確かな保障!

ケガや病気で障害が残った場合の障害年金や、一家の働き手が亡くなった場合の遺族年金などは、保険料免除・納付猶予を受けた期間は支給対象の期間とされます。

## 3 退職された方の免除は、本人の所得を除外して審査!!

免除ができるかどうかについては、通常は申請者本人、配偶者および世帯主の所得をみて審査しますが、退職された方の免除については特例により、退職で収入がないとして扱い、審査の対象から除かれます。

※離職票や失業保険受給資格者証が必要になります。

※退職していない世帯員に関しては引き続き審査対象になります。

保険料を納めず「未納」のままにしておくと、これらのメリットがありません。「払えないから」と、あきらめて未納で残してしまうよりも、将来の生活につなげるために、免除などの手続きをお勧めいたします。

お問い合わせ 福祉課 国民年金係⑤ ☎945-1525

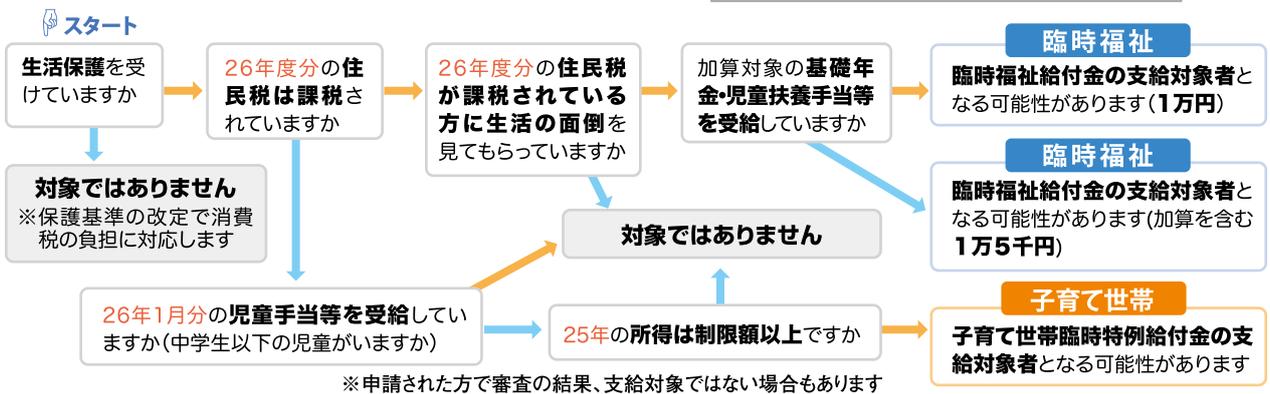
## 支給要件

- 臨時福祉給付金
- 子育て世帯臨時特例給付金



給付金の支給要件を満たしているか、チャートで確認しましょう!

### 対象者診断チャート ※基準日は平成26年1月1日です



※申請された方で審査の結果、支給対象ではない場合もあります

#### 申請方法

#### 臨時福祉給付金

- ▶ 申請先/福祉課「臨時福祉給付金」窓口(郵送による提出も可能です)
- ▶ 申請期間/平成26年7月下旬開始予定(対象となる可能性のある方に通知をします) ※詳細は決まり次第、HPなどでお知らせします。

#### 子育て世帯臨時特例給付金

- ▶ 申請先/子育て支援課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
- ▶ 申請期間/平成26年6月9日より開始

※対象となる可能性がある方には文書送付済み

#### お問い合わせ

- 【申請】臨時福祉給付金/福祉課 ☎945-1525
- 子育て世帯臨時特例給付金/子育て支援課 ☎945-6520
- 【制度】厚生労働省「2つの給付金専用ダイヤル」 ☎0570-037-192

「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込み詐欺」や「個人情報情報の詐欺」にご注意ください  
ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

# 介護保険料(普通徴収)納付が始まります 7月から

保険料の納付方法は、年金から天引きされる場合(特別徴収)と、納付書による納付(普通徴収)の2つにわかれます。いずれの納め方になるかは、老齢・退職(基礎)年金などの受給額などで決まります。特別徴収の方は、仮徴収(4月・6月・8月の年金から天引き)されます。

## 特別徴収 → 年金から天引きされます

- ▶ 対象 / 老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方
- ▶ 納め方 / 偶数月に支払われる年金から、介護保険料があらかじめ天引きされます

## 普通徴収 → 納付書で個別に納めます

- ▶ 対象 / 年度の途中で65歳になった方
  - ・年度の途中で他の市町村から転入した方
  - ・年度の初め(4月1日)には年金を受給していなかった方
  - ・年度の途中で所得の更正等があり、保険料額が変更となった方
  - ・老齢福祉年金受給者
- ▶ 納め方 / 納期ごとに、広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで収めていただくか、口座振替によって納めていただきます。納期は7月(第1期)～翌年3月(第9期)です。

### 口座振替をご利用すると便利です!

保険料が金融機関から自動的に振り替えられるため、手間が省け、納め忘れもなくなります。取り扱い金融機関で、通帳届出印、通帳、納付書を持参して「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます(口座振替の開始は、申し込みの翌月以降となります)。

### ■ 介護保険料を滞納すると(給付制限)

介護保険料の納め忘れがあると、介護サービスを利用した際に、利用料を一旦全額支払わなければいけなくなったり、負担割合が3割になる場合がありますので、納め忘れないよう、よろしくお願い致します。

## 介護保険料減額の制度があります

沖縄県介護保険広域連合では、沖縄県介護保険広域連合介護保険条例に基づき介護保険料の減免を行っています。

- ▶ 対象 / 下記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。
  - ①震災・風水害・火災等により、住宅・または家財に著しい損害を受けた
  - ②生計の主な収入が死亡または長期入院により著しく減少した
  - ③生計の主な収入が事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した
  - ④生計の主な収入が天災による農作物の不作、不漁などにより、著しく減少した
  - ⑤その他、広域連合長が必要と認める者(生活保護基準に該当する場合)。

対象

- 下記の①～③のすべてに該当する方  
例外として ①～③のいずれか一つが欠けた場合でも④に該当する方が対象となります。
- ①世帯の年間収入が生活保護基準以下であること
  - ②市町村民税課税者に扶養されていないこと
  - ③資産など(自宅以外)を活用してもなお生活が困窮している状態にあること
  - ④ほか、介護広域連合長が上記に準ずると認める者

### ■ 介護保険料の減額免除割合

※保険料の減額は承認された後、変更されます。

- ①に該当する場合＝前年の所得額と損害の程度により、全額から8分の1を減額。

- ②または③に該当する場合＝前年の所得額と所得の減少割合により、2分の1から8分の1を減額。
- ④に該当する場合＝前年の所得額と農水産物の損失額(補償額は除く)により、10分の5から10分の9を減額。
- ⑤に該当する場合＝保険料の半額。または第1段階保険料との差額を減額。

### ■ 申請に必要なもの 持参していただくもの

- ①に該当する場合＝消防署・警察署・保険会社からの罹災証明書など
- ②に該当する場合＝医師の診断書
- ③に該当する場合＝休廃止していることを証明できる書類、失業保険受給証明書
- ④に該当する場合＝不作・不漁等を証明できる書類
- ⑤に該当する場合＝印鑑(認印可)・年金支給通知書等(年金額が確認できるもの)・被保険者の世帯全員の預金、貯金通帳・有価証券・身体障害者手帳・加入している健康保険証・ご本人及び世帯に働いている方がいる場合は給与証明、また事業をしている場合は所得の収支が確認できるもの・資産評価証明書(資産がない場合は無資産証明書。市町村役場にて発行しています)

※提出された書類に不足、不備がある場合、または偽りの申請その他不正な行為があった場合には保険料の減免を受けることはできません。

### ■ 申請書類提出先

お住まいの市町村の介護保険担当課へ申請を行ってください。

お問い合わせ

沖縄県介護保険広域連合 ☎098-911-7503(会計課賦課徴収担当)  
与那原町役場福祉課⑤ 介護保険係 ☎098-945-1525

温かい  
一声を！

# 「いってらっしゃい」「おかえりなさい」

通学路安全マップ



子どもたちに挨拶する街頭指導員

地域の交通安全ボランティアを随時募集しています。  
興味のある方は下記までお気軽にお問い合わせください。

与那原町内では、町交通安全ボランティア94人が通学路や交差点などで日々安全活動を行い、子どもたちを見守っています。

現在、町内の幼稚園、小学校、中学校の児童生徒の「てく

てく登下校」を推奨中です。元気に登下校する子どもたちへの「いってらっしゃい」「お帰りなさい」の地域一人ひとりの温かな一声で、あいさつと笑顔いっぱいの活動にしていきたいでしょう。

## 歩行者などの通行が最優先

### 「ゾーン30」が実施されました

「ゾーン30」とは、通学路や生活道路が集中している区域を、歩行者などの通行を最優先とする区域(ゾーン)に設定して、その中の最高速度を「30km/h」に規制するとともに、その他必要な交通規制や道路改良などを行うことで交通事故防止を図るものです。

#### 規制の方法

「ゾーン30」の入口には30km/h規制の区域を表す規制標識とシンボルマーク標識及び路面標示が設置され、その区域を明確に判別できるようにしています。ゾーン内を通行される際は、歩行者に気をつけ安全運転を心がけましょう。

#### 歩行者通行最優先区域



お問い合わせ 農水環境安全課⑫(交通安全担当) ☎945-4688

## 狭い町道は「よーんなあ」



道路上の交通表示といえば「徐行」「止まれ」などが一般的ですが、このほど板良敷沿岸線から国道331号沖繩リハビリテーション福祉学院前に入る町道に、写真のようなウチナーグチの標示がお目見えしました。

標示を担当した農水環境安全課によると、この区間を通る車が、国道に接する信号が青のうちに通り過ぎようとスピードを出しやすく、登下校の時間帯は児童生徒などが危険な思いをするため、以前から地域で改善を求める声があり、それに応えたとのこと。

県内広しといえども、こうしたウチナーグチの標示は数少ないのでは？(言葉の意味を知らない方は、この機会にぜひ周囲のユナバルンチュに聞いてみてください)

7月	8月
1 火	1 金
2 水	2 土
3 木	3 日
4 金	4 月
5 土	5 火
6 日	6 水
7 月	7 木
8 火	8 金
9 水	9 土
10 木	10 日
11 金	11 月
12 土	12 火
13 日	13 水
14 月	14 木
15 火	15 金
16 水	16 土
17 木	17 日
18 金	18 月
19 土	19 火
20 日	20 水
21 月	21 木
22 火	22 金
23 水	23 土
24 木	24 日
25 金	25 月
26 土	26 火
27 日	27 水
28 月	28 木
29 火	29 金
30 水	30 土
31 木	31 日

### 新しく入った本

	書名	著者名	出版社	分類
一般図書	● あなたの習った日本史はもう古い!	荒木 肇	並木書房	210
	● 人生の9割は逃げていい	井口 晃	すばる舎	159
	● 芙蓉の人	新田 次郎	文藝春秋	913
	● 83歳の女子高生球児	上中別府 千工	主婦の友社	289
	↳ 「戦争で行けなかった学校にもう一度通いたかったんです」83歳の女子高生球児が学ぶこと、生きることの素晴らしさを語る感動の一冊。人生、友だち、これからの自分の進路に悩んでいる中高生にも是非読んでもらいたいな。			
ヤングアダルト図書	● お面屋たまよし 1～3	石川 宏千花	講談社	913
	● 紙コップのオリオン	市川 朔久子	講談社	913
	● クラスメイツ 上・下	森 絵都	偕成社	913
	● ゴーストハント 1～7	小野 不由美	KADOKAWA	913
	● 女の子よ銃を取れ	雨宮 まみ	平凡社	159
	↳ 女の子にとって外見とは何か? 顔やスタイル、ファッションをめぐる他者の視線と自意識の間で揺れ動く女子の心を優しくときほぐす。			
児童書	● 気を付けよう! 情報モラル 全3巻	秋山 浩子	汐文社	007
	● 小学生のキッチンでかんたん実験 60	科学ソフト開発部	学習研究社	407
	● まよなかのほいくえん	いとう みく	WAVE出版	E
	↳ 夜の保育園には妖怪ゾロゾロお泊り会の夜、トイレに行く途中で妖怪に出会ってしまったこうたは…			

### 夏休みアニメ上映会

	日にちと曜日	時間と場所
1回目	8月1日	午後2時から 町コミュニティーセンター
2回目	8月15日	
3回目	8月22日	

**自由研究や工作に関する本を展示中**  
当館では夏休みの宿題に役立つような自由研究、工作関連の本を展示します。ぜひお越しください。

### 6月の利用状況

登録人数	59人
貸出人数	2,077人
貸出点数	5,931点
開館日数	24日

お問い合わせ 与那原町立図書館 ☎946-6959

印は休館日です

## 与那原町 女性会 活動報告

### スムージーで健康に

町女性会の6月講座では「免疫力アップ!アンチエイジングローフード&スムージー」を6月9日に町コミュニティーセンターで行い、19人の会員が参加しました。講座では4種類の果物と葉野菜を使った「ベーシックグリーンスムージー」と半解凍したバナナとドライフルーツで簡単に作れる「バナナアイス」のレシピを教えてくださいました。

「スムージーとは自然の食材を生のまま丸ごと使い生きたままの食物酵素・ビタミン・ミネラル等を無駄にすることなく体内に取り入れられるのが最大の特徴でダイエット&

デトックス・美肌に最適な飲み物です。」と講師の岡本ゆかり先生はお話をして下さいました。またスムージーライフを始める時の注意点として繊維質がとても多いので高齢者・乳幼児・胃腸の弱い人は少量から飲み始めた方がいいそうです。

会員の皆は「健康になりそう!」「お肌がピチピチになるかも!」「繊維質たっぷりのスムージーでおいしい!」など笑顔いっぱい口々に感想を述べていました。



### 8月

#### 講座

### 再確認! 冠婚葬祭マナー

日時▶8月11日(月)19時～  
場所▶与那原町コミュニティーセンター

※詳細は事務局までお問い合わせください。女性会会員募集! 随時受付します。

お問い合わせ 与那原町女性会事務局(町コミュニティーセンター内) ☎835-8220

## 猫に関する苦情が増えています!

近年、農水環境安全課には「猫に餌をやる人がいて周辺に猫が集まり困っている」、「猫がごみを散らかす」、「猫が庭にふん尿をし悪臭が酷い」といった内容の苦情が寄せられています。地域の皆さんが心地よく生活するためには、一人一人の周囲への気遣いが大切です。

### 猫を飼うときは

#### ○屋内で飼うのが基本です

猫によるトラブル(ふん尿、ごみ漁りなど)の多くは、放し飼いをすることが原因で発生しています。放し飼いは地域に迷惑をかけるだけでなく、飼い猫が交通事故に遭ったり伝染病に感染したりする恐れもありますので、室内で飼うようにしましょう。

#### ○ふんの場所をしつけましょう

ふん尿は自宅の決った場所でするようにしつけ、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

#### ○避妊・去勢手術をしましょう

雌の猫は1年に3回ほど(1回の出産で4~5匹)子猫を産むことができます。避妊・去勢手術は、望まない妊娠を防ぎ、不幸な子ねこや野良猫を増やさないだけでなく、問題行動(おしっこによる臭い付けなど)の予防や改善などの効果もあります。

### ? なぜ、飼い主のいない「野良猫」にえさを与えてはいけないの

野良猫に餌を与えることは、周辺に野良猫が増えることにつながり、猫による被害が増え、地域住民に大変迷惑がかかります(結果として猫を嫌う人を増やすことにつながります)。他人に迷惑をかけないことなど、最初から最後まで責任をもって飼うことができないなら、野良猫に餌を与える無責任な行為はやめましょう。

## ハブクラゲ刺症に注意!

本県の海には、猛毒を持つハブクラゲが生息し、1年のうち6月をはじめごろから人体へ影響を及ぼす大きさに成長します。この時期は、海水浴、マリネジャーなど海への出入

りが多く、刺症被害も多く発生しています。

平成25年度は、ハブクラゲ等海洋危険生物による刺咬症被害201件のうち103件(約51%)がハブクラゲによるものです。そのうち67件(約65%)がハブクラゲ侵入防止ネットの外(またはネット未設置)で発生しています。

沖縄県では、6月1日から9月30日までの間、ハブクラゲ発生注意報を発令し、ハブクラゲなどによる刺症被害の未然防止に努めています。

海にはいろいろな生き物がいます。何に刺されたか分からない場合(害を与えた生物が不明の場合)は、すみやかに医療機関で治療を受けましょう。

## びん・缶・ペットボトルの出し方

各家庭から出される「びん」や「缶」、「ペットボトル」はそれぞれ再資源化されています。異物や汚れのひどいものが混ざってしまうと、リサイクルの妨げになるので注意してください。また、異物や汚れ(中身)が残っていると臭いや衛生面、保管するうえでも支障をきたしますので、下記のルールを守りきれいな状態で排出して下さるようお願いいたします。



- ① フタやラベルは取る
- ② 軽くすすいで水気を切る
- ③ 種類毎に市販の透明袋に分けて出す

※「与那原町ごみの正しい分け方・出し方(ごみ分別ポスター)」もご確認ください。

## 在宅医療で使用した注射針(注射器)などは医療機関へ



在宅医療で使用した注射針(注射器)などは、医療機関へ持ち込み感染性廃棄物として適正に処理してください。通常のごみと一緒に排出された場合、使用済み針での

事故など大変危険です。与那原町では収集していませんので、誤って通常のごみとして排出することがないように注意してください。

### ハブクラゲ刺症を未然に防ぐには

- ① 海水浴をする場合には、ハブクラゲ侵入防止ネットの内側で泳ぎましょう。
- ② 遊泳時にはできるだけ肌の露出を避けましょう。
- ③ 海に出かける際には、酔(食酔)を持参しましょう。

### ハブクラゲに刺された場合は、落ち着いて対処しましょう

- ① まず海から上がり、激しい動きをしないで、近くにいる人に助けを求めましょう。
- ② 刺された部分はこすらずに、酔(食酔)をたっぷりかけて触手を取り除いた後、氷や冷水で冷やしましょう。
- ③ 応急処置をし、医療機関で治療を受けるようにしましょう。

平成25年度(現年度分) 行政区別収納状況

平成26年5月末日現在(単位:%)

収納順位	町県民税(普通徴収分)		固定資産税		軽自動車税		国民健康保険税	
	行政区	収納率	行政区	収納率	行政区	収納率	行政区	収納率
1	町営住宅	100.00	森下区	100.00	町営住宅	99.38	港区	98.76
2	港区	99.08	町営住宅	100.00	東浜区	99.31	東浜区	97.94
3	板良敷区	98.58	県営与那原須利原団地	100.00	板良敷区	98.40	上与那原区	97.74
4	森下区	98.45	中島区	99.63	上与那原区	98.38	県営与那原須利原団地	97.52
5	東浜区	98.11	東浜区	99.62	港区	98.17	板良敷区	96.95
6	江口区	97.20	板良敷区	99.42	大見武区	97.68	森下区	96.13
7	当添区	96.61	当添区	99.10	新島区	97.43	当添区	95.87
8	浜田区	95.66	上与那原区	99.01	江口区	97.21	町営住宅	94.69
9	大見武区	95.23	浜田区	99.00	県営与那原須利原団地	97.04	与原区	93.36
10	中島区	94.37	港区	98.91	与原区	96.88	大見武区	93.32
11	与原区	93.23	江口区	97.78	当添区	96.71	江口区	93.26
12	新島区	93.13	与原区	97.29	中島区	94.86	浜田区	92.75
13	県営与那原須利原団地	92.55	大見武区	96.13	森下区	94.81	新島区	91.95
14	上与那原区	91.64	新島区	95.44	浜田区	93.78	中島区	91.83
	町外	91.55	町外	98.95	町外	98.76		
	平均	95.86	平均	98.64	平均	97.72	平均	95.15

※徴収率については、速報(概算)値を使用

平成25年度中の滞納処分状況

平成26年5月末日現在

【税務課】	●預金差押 164件	●年金差押 1件	【健康保険課】
	●不動産差押 2件	●動産差押(タイヤロック) 3件	●預金差押 2件
	●給与差押 2件	●賃貸料差押 1件	

与那原町でミラズロックによる

自動車の差し押さえ  
始めました



与那原町では、町税などの滞納処分のため、従来の不動産や債権などの差し押さえに加え「ミラズロック」を導入し、自動車、バイクなどの差し押さえを実施しています。

なお自動車、バイクなどにタイヤロックを装着しても、納税に応じない場合は、差し押さえた自動車、バイクなどを引き揚げ、公売を実施することとしています。

お問い合わせ 税務課⑥ ☎945-4477

与那原町職員採用候補者試験

1 募集職種・採用予定数及び従事する業務

職種	採用予定人数	職務内容
行政職	若干名	一般行政事務に従事します
保育士・幼稚園教諭職		保育士・幼稚園教諭として専門的業務に従事します

\*受験資格は職種ごとに資格要件あり。詳細は試験案内をご覧ください。

2 試験案内及び申込用紙の交付

(1)交付場所 与那原町役場(総務課)

\*郵送による申込用紙の請求もできます。その場合は封筒表側に「受験申込書請求」と朱書きし、郵便番号・あて先を明記し140円切手を貼った返信用封筒(角型2号封筒[24cm×33cm 程度])を必ず同封してください。

(2)交付期間

平成26年7月29日(火)~8月15日(金)

(土日を除く、8時30分~17時15分) \*試験受付は交付期間と同様です。

\*第一次試験日 平成26年9月21日(日)

\*第二次試験日 平成26年11月23日(日)

与那原町職員試験委員会

\*郵送先 〒901-1392 与那原町字上与那原16番地 与那原町役場総務課

お問い合わせ 総務課⑪ ☎945-2201

職員から花束を受け取る福地氏=6月24日



福地斉副町長任期満了で退任

福地斉副町長が4年の任期を終え、6月24日に退職しました。平成22年6月の就任から1期を務めています。

与那原町の副町長は助役時代から数えて11代が就任。福地氏は町職員29年・副町長を4年歴任。在任中は東日本大震災の教訓を基にした住民の安全確保、一昨年からスタートした一括交付金の活用、与那原東小学校の改築、海風児童館の設置など「町政の多方面に関わる機会を与えていただいた町長に感謝しています」と退任時にあいさつしました。

## 高齢者ふれあいコールのご案内

お電話による安否確認や会話で「心のふれあい」をもち、ひとり暮らしの高齢者の方々の不安などをなくすことが目的の事業です。



- お話で心のふれあいをつなぎます
- 定期的なコールで、安心感が増します
- 緊急時は福祉課と連携して対応します

- ▶ 対象 / おおむね75歳以上の一人暮らしの方
- ▶ 利用料金 / 無料
- ▶ 利用回数 / 週3回ほど（曜日は相談して決めます）

## 高齢者保健福祉計画 策定委員 募集

与那原町の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける福祉のまちづくりを目指して今年度、与那原町高齢者保健福祉計画の見直しを行います。計画の見直しにあたり、町民の皆さんの意見を反映させるため、与那原町高齢者保健福祉計画（平成27年度～29年度）策定の委員を若干名募集します。与那原町の高齢者福祉の課題に目を向け、計画策定に取り組む意欲のある方は、ぜひご応募ください。

- ▶ 名称 / 与那原町高齢者保健福祉計画策定委員会
- ▶ 活動内容 / 与那原町高齢者福祉計画に関し、基本的な事項ほか重要事項を審議
- ▶ 予定回数 / 5回（8月～3月）
- ▶ 応募資格 / 高齢者福祉計画の策定に熱意を持って積極的に取り組んでいたいただける方
- ▶ 報酬 / 与那原町の報酬条例に基づき支給
- ▶ 提出書類 / 「与那原町高齢者保健福祉計画策定委員」申込書
- ▶ 申込書配布場所 / 福祉課窓口（介護保険係）
- ▶ 提出方法 / 郵送または直接窓口にて申込書を持参
- ▶ 提出期間 / 8月8日（金）午後5時まで

お問い合わせ 福祉課⑤ ☎945-1525

## 立ち直りを支える地域のチカラ

### 7月は「社会を明るくする運動」強化月間です

#### あなたは「更生保護」を知っていますか？

安全で安心な社会を実現するため、犯罪や非行を予防し、あやまちをした人の立ち直りを地域社会の中で支えていこうというもの。大切なのは、立ち直ろうとする人の意思を、私たち一人ひとりが受け入れ、あやまちを繰り返すことのないようサポートすること。現在全国で約26万人のボランティアが参加しています。

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。この期間中、各地で深夜徘徊防止や犯罪・非行防止などをテーマとした活動が行われ、与那原町では青少年健全育成パレードや夜間街頭指導などが行われています。皆様のご協力をお願いします。

お問い合わせ 福祉課⑤ ☎945-1525

## 8月・9月の無料法律相談

- ▶ 相談日 / 8月15日（金）・9月5日（金）・9月19日（金）  
※原則として奇数月は第1・3金曜、偶数月は第3金曜日
- ▶ 時間 / 午後2時～4時（受付順で時間指定）
- ▶ 場所 / 町社会福祉センター
- ▶ 内容 / 交通事故・土地問題・ヤミ金融・多重債務  
相続遺言・家庭問題ほか
- ▶ 申込方法 / 電話予約
- ▶ 担当弁護士 / 中野清光氏（町顧問弁護士）

お問い合わせ 総務課⑪ ☎945-2201

## 無料相談窓口（要予約）

本町の委託相談員が、ご相談の内容に応じて関係機関と連携して支援を行います。

- ・ 与那原町在住の障がいのある方（その家族を含む）  
※障がいの可能性がある場合も対象となります。
- ・ 障がい支援に携わる者（福祉サービス事業所等）
- ・ お子さんの発達等が気になる等相談を希望される方



- ▶ 相談日時 / 毎週火曜日（休日は除く）14時～16時
- ▶ 受付方法 / 与那原町交流センターひざしへの電話申込
- ▶ 受付日時 / 土日祝祭日を除く午後2時～4時  
（慰霊の日及び12月29日～1月3日は除く）
- ▶ 面談場所 / 与那原町交流センターひざし

- 委託相談事業所
- ① 地域生活支援センター Enjoy
  - ② さぼーとせんたーい

お気軽にご相談ください

お問い合わせ 与那原町福祉課 交流センターひざし ☎882-8357

## 在宅で楽しくできる介護勉強会

医療法人和の会 与那原在宅ケアセンターでは「介護軽減」「できることは家族で」「介護力を身につけ適正な介護サービスの利用を図る」を目的に毎月第3水曜、在宅介護をしている方を中心とした勉強会を開催しています。介護者側にも負担が少なく、やさしい介護で安心できる方法を学びます。講師はテーマごとに在宅ケアセンターの職員が担当しています。

- ▶ 日程 / 7月16日（水）「認知症理解とコミュニケーション」  
8月20日（水）「感染について」  
9月17日（水）「この介護は虐待になるの？」
- ▶ 時間 / 18:30～19:30
- ▶ 会場 / 与那原在宅ケアセンター

お問い合わせ 医療法人和の会 与那原在宅ケアセンター ☎945-8415

### 第14回 ファイヤーフェスティバル

- ▶日時／8月24日(日)10時～13時
- ▶会場／東部消防組合消防署構内
- ▶対象／管内3町(与那原・南風原・西原)の小学生親子
- ▶内容／放水・はしご乗車・救助・濃煙・救急法・消火器など体験コーナー
- ▶受付／現在申込受付中～8月4日(月)～8月15日(金)  
9時～17時(土日・祝日除く)先着150人
- ▶主催／東部消防職員共済会
- ▶共催／東部消防組合消防本部

お問い合わせ 東部消防組合消防本部 総務課 ☎945-2200

### 平成27年度 東部消防組合職員採用試験

- ▶職種／消防職I(一般)、消防職II(救急救命士)
  - ▶採用予定人員／若干名
  - ▶第一次試験／9月21日(日)
- ※詳細は沖縄県東部消防組合HP、与那原町役場HPでご確認ください。



お問い合わせ 東部消防組合消防本部 ☎945-2200

### 命のリレーに加わろう 上級救命講習会

大切な人が倒れたとき、あなたはその人を救えますか？ 生活の中でいつ起こるか分からない病気やけがに備え、応急手当の方法を学びましょう。いざというとき、あなたの迅速な119番通報と救命処置で、この大切な「命のリレー」をスタートさせましょう。

- ▶日時／9月13日(土) 9時～18時
- ▶会場／東部消防組合消防本部2階講堂
- ▶対象／①東部消防管内(与那原町・西原町・南風原町)在住または在勤  
②中学生以上で、最後まで講習を受けることができる者
- ▶受講料／無料
- ▶申込方法／東部消防組合消防本部警防課の専用用紙で直接申込
- ▶申込期間／8月4日(月)～9月4日(木)9時～16時30分(土・日・祝日除く) ※定員に達し次第締め切り  
受講修了者には「上級救命講習修了証」を交付します。

### 東部消防救急フェア

9月9日は「救急の日」。この日前後1週間、東部消防組合消防本部は各地で「東部消防救急フェア」を行い、「いざ」というときの応急手当などを紹介します(入場無料)。

- ▶日時・会場／9月 8日(月) イオン南風原店  
9月10日(水) サンエー西原シティ  
9月11日(木) マリンプラザあがり浜  
9月12日(金) サンエーつかざんシティ
- ▶内容／心肺蘇生法の実演・心肺蘇生法やAEDの実技講習・医師や看護師による血圧測定や健康相談

お問い合わせ 東部消防組合消防本部 警防課 ☎946-9999

### 毎月勤労統計調査 特別調査のお願い

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用労働者を1人から4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。



この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は小規模事業所の実態を示す資料として最低賃金の改定審議等に使用されています。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査事項についてお伺いして調査票を作成いたします。

調査票に書かれた内容は、「統計法」により、厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いることも固く禁じられています。

ご多忙のごことは存じますが、調査の重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ 厚生労働省 ☎03-5253-1111  
沖縄県統計課 ☎098-866-2050

### 大切な土を流出などから守りましょう！

農業生産の基礎である土壌は、その生成に長い年月が必要です。その大切な土を守るため、日頃から土壌流出防止に取り組み土壌管理に努めることで地力の低下を防ぐことができ、農作物の安定生産につながります。また、川や海への流出も防げ、地域の環境を保全することができます。

#### 流出防止対策の例

- 敷き草などでのマルチ  
マルチ＝マルチングの略。土壌浸食防止等のために土を覆うこと
- 緑肥などによるカバークロープ  
カバークロープ＝土壌侵食防止等を目的として、農作物を栽培していない時期に露出する地表面を覆うために栽培される植物のこと
- 斜面下部への植栽(グリーンベルト)の設置  
グリーンベルト＝裸地や畑の周辺、斜面の下側などに樹木や草木などの植物を帯状に植えることにより、土砂等の流出を防ぐ
- 畑の勾配を緩やかにする

お問い合わせ 農水環境安全課⑫ ☎945-4688

### 7月は県産品奨励月間

#### 美ら島の 魅力がギュッと 県産品

今月は県産品奨励月間です。県産品を使うことを勧め、需要を高めて景気を良くし、より良い生活にしようとして産業・消費者・行政など全県民が一丸となって県産品を使う運動を進めています。この月間をきっかけに、あらためて県産品の良さに気が付き、これまで以上に使うようにしましょう。

お問い合わせ 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 ☎866-2447

## 第3回 青年カーニバルin与那原

与那原町青年会は、各字青年会の活動内容をPRすると共に青年会活動への理解と若者の参加を呼びかけるため8月3日に東浜地区で「第3回 青年カーニバルin与那原」を開催します。町内の各青年会によるエイサー演武を披露し、与那原町育英会への募金活動も行います。



- ▶ 日 時 / 8月3日 (日)
- ▶ 会 場 / マリンプラザあがり浜駐車場スペース
- ▶ 出 演 / 与那原町各青年会、与那原中学校吹奏楽部

お問い合わせ 与那原町青年会事務局 ☎945-2201

## 青い羽根募金にご協力を

### 海の人命救助などに活用

公益社団法人琉球水難救済会では毎年、海の日を中心として8月31日まで「青い羽根募金」を展開しています。この募金は、船舶の遭難や海洋レジャー事故の際の人命救助とその訓練、機材の購入等に活用されます。町民の皆さまのご協力よろしくお願いいたします。



#### 募金の振込先

沖縄銀行 / 高橋支店 普通 1526329  
名義 / 公益社団法人琉球水難救済会

お問い合わせ 公益社団法人琉球水難救済会 ☎098-868-5940

## 東部清掃施設組合からのお知らせ

お問い合わせ ☎946-3014

### 可燃ごみの搬入量・搬入台数

昨年まで与那原町・西原町・南城市佐敷地区の可燃ごみを扱ってきた東部清掃施設組合(古堅國雄管理者)は、今年度から南城市全域と八重瀬町が加わり、4市町から構成される施設組合になり、4月から稼働しています。各市町で搬入した可燃ごみ量、収集車の稼働台数は表の通りです。



市町名	搬入量 (t)				搬入台数 (台)			
	5月	6月	前月比 (%)	1日平均	5月	6月	前月比 (%)	1日平均
与那原町	389	370	- 4.9	12	254	247	- 2.8	10
西原町	808	759	- 6.1	26	345	330	- 4.3	13
南城市	769	722	- 6.1	24	421	401	- 4.8	16
八重瀬町	531	481	- 9.4	17	346	313	- 9.5	13
計	2,497	2,332	- 6.6	79	1,366	1,291	- 5.5	51

## 下水道接続工事に補助金が受けられます

敷地内の排水設備工事(下水道接続工事)に補助金を助成する制度(公共下水道接続促進事業補助金交付制度)が、今年度も国の沖縄振興公共投資交付金を活用して始まります。

この制度を広く町民のみなさまに活用してもらうことで、快適な生活環境が保たれ、公共用水域の水質汚濁の防止・浄化を進めることができ、町の下水道事業がスムーズに行えます。右記の表に記載されている建物が補助金の助成対象です。詳しい内容は町のホームページまたは上下水道課へお問い合わせください。

合併処理浄化槽を  
設置している建物

工事費が  
5万円以上の場合  
**5万円**

工事費が  
5万円未満の場合  
**工事に掛かった金額**

単独処理浄化槽または  
汲み取り式便所を  
設置している建物

工事費が  
10万円以上の場合  
**10万円**

工事費が  
10万円未満の場合  
**工事に掛かった金額**

※新築の建物の工事は除きます

下水道への接続で、きれいな海の再生を!



お問い合わせ 上下水道課 ☎945-3017

おわびと訂正 広報よなばる6月号18ページ

「綱武士Tシャツ」の問い合わせ先が間違っておりました。正しくは以下の通りです。  
与那原町商工会青年部(稲福) ☎070-5483-8657  
女性部(仲村) ☎090-5721-0193 以上、おわびして訂正いたします。

広告

今の「私」が輝いているのは  
あの頃頑張った『わたし』が  
いたから。

夏期講習会受講生受付中!



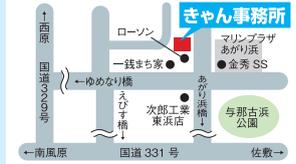
**Keiou** 慶桜会進学教室  
www.keioukai.com  
マリンタウン東浜校 ☎098-946-7877  
〒901-1304 与那原町字東浜81-2

広告

登記 相続 借金 など、司法書士にご相談ください

〈相談内容〉  
不動産登記、会社設立・登記、分筆  
相続、遺言、後見人、借金問題  
裁判手続 などの法律相談

完全個室の相談ブース完備。  
お気軽にご相談ください。(要予約)  
※借金問題は初回相談無料です



**きゃん** 司法書士 事務所 代表司法書士 喜屋武 力  
土地家屋調査士 喜屋武 力  
☎882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00~PM6:00  
与那原町字東浜 23 番地 2

広告

くるまのことなら

# 次郎工業

■沖縄県島尻郡与那原町字東浜 88-1  
TEL (098) 945-2000  
FAX (098) 946-3097  
☎0120-26-0013



おかげさまで50年  
あなたのカーライフをサポート

与那古浜公園向かい



広告

## 医療法人 和の会 与那原中央病院

診療科目 院長 平良 博史

内科・外科・整形外科・眼科・皮膚科・麻酔科  
肛門科・泌尿器科・放射線科・リハビリテーション科  
消化器科・循環器科・呼吸器科・歯科・歯科口腔外科  
心カテ検査・睡眠時無呼吸検査・人工透析・人間ドック

〒901-1303 与那原町字与那原2905 (098) 945-8101 (代)

広告

与那原町 住宅リフォーム支援事業 募集のご案内

補助金額工事費用の20% 最高20万

\*ぜひ、この機会にお問い合わせ下さい。\*

総合塗装・防水・改修工事

## 光 ヒカリ塗装工業

ヒカリ塗装工業 検索

事務所: 与那原町字東浜 62-33 (203) ☎090-9656-8006  
事務所兼ヤード 与那原町南城市佐敷字新里 519 TEL/FAX 098-911-0557

広告

一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 (4月1日より 沖縄県総合保健協会の名称が変わりました。)



## 特定健診を受診しましょう!

特定健診を 人間ドック に切り替えて受診することができます。

受診する際に必要なもの

特定健診受診券

保険証

がん検診受診券

\*特定健診を人間ドックに切り替えて受診する場合には、健康保険(国保・社保)の種類や年齢などによって、個人負担額が異なります。まずは、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先 098-889-6792



★ 沖縄県健康づくり財団

沖縄バス:(39)百名線(41)つきしろの町線  
東陽バス:(30)泡瀬東線(37)那覇新聞線(38)志喜屋線(91)城間線(南風原一日橋経由)車:那覇空港から南風原町経由与那原向約20分

〒901-1192 南風原町字宮平212番地

広告

いざという時のために…(事前相談)承ります

葬儀社 24時間受付 ☎946-9300

## (有)セレモニー沖縄

葬儀担当者へお渡し下さい。特別割引が受けられます。

フラワーショップ みやび

☎0120-69-2117 TEL098-946-2117

与那原町東浜 93 の 2 シーサー公園近く



広告

## 第4回 オープンキャンパス

2014 7/26(土) 13:00~16:00

ホームページ http://www.owjc.ac.jp



2015年10月「東浜」の新キャンパスへ移転します!!  
沖縄女子短期大学

沖縄女子短期大学は 2016年に50周年を迎えます。 お問い合わせ 申し込みは ☎(098) 833-0716

与那原

大綱曳

四百四十年余の伝統がここにある。

第32回 与那原大綱曳まつり  
The 32nd Yonabaru Odunahiki Festival

2014 7/26<sup>土</sup>・27<sup>日</sup>  
(平成26年)

会場 与那原町御殿山青少年広場

主催 / 与那原大綱曳まつり運営委員会 (与那原町役場 企画観光課内) TEL.098-945-5323  
http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/



- 26<sup>土</sup> イベント**
- 10:00 阿知利保育園・浜田保育園 子ども道ジュネー (親子広場)
  - 15:00 オープニングセレモニー
  - 19:00 当添エイサー
  - 20:20 山川まゆみ&島うた少女テン ライブ

- 27<sup>日</sup> イベント**
- 09:00 子ども綱曳き大会 (与那原町PTA連合会)
  - 14:00 子どもエイサー (与那原小学校・与那原東小学校)
  - 16:00 大綱曳 道ジュネー
  - 16:30 大綱曳 行列
  - 17:00 大綱曳 開始
  - 18:00 全島角力大会
  - 19:00 板良数エイサー
  - 19:50 サザンバンド沖繩 ライブ
  - 20:45 花火ショー

※プログラムは都合により、一部変更することがあります。

No.455号  
平成26年 7月15日発行  
発行・編集 与那原町総務課  
〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地

☎098-945-2201 FAX 098-946-6074  
町のホームページ http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/